

第 7 回 士別市農業委員会総会議事録

令和 6 年 12 月 20 日

士 別 市 農 業 委 員 会

第 7 回 土別市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和 6 年 12 月 20 日（金曜日）

午後 4 時 30 分開会

午後 5 時 00 分閉会

2. 開催場所 第 2 庁舎大会議室

3. 本日の会議事件

開会宣告

議事録署名委員の指名

諸般の報告

日程第 1	報告第 1 号	農地法第 3 条の 3 の規定による相続の届出について
日程第 2	報告第 2 号	賃貸借契約の解約について
日程第 3	議案第 1 号	土地の現況証明書の交付について
日程第 4	議案第 2 号	農地法第 3 条の規定による許可申請について
日程第 5	議案第 3 号	農用地利用集積計画の決定について

出席委員（25 名）

2 番	木 下 一 彦 君	3 番	寺 崎 徳 仁 君
4 番	森 野 良 次 君	5 番	酒 井 直 樹 君
6 番	鈴 木 茂 樹 君	7 番	古 市 光 敬 君
9 番	鈴 木 淳 一 君	10 番	阿 部 秀 範 君
11 番	渡 辺 亨 君	12 番	梅 津 宣 保 君
13 番	山 下 篤 君	14 番	本 間 一 明 君
15 番	柳 眞由美 君	16 番	松 井 薫 君
17 番	鈴 木 庄一郎 君	18 番	古 川 昇 君
19 番	大 崎 陽 司 君	20 番	中 山 義 隆 君
21 番	十 河 謙 一 君	22 番	栗 本 勝 君
23 番	安 念 としよ 君	24 番	櫻 田 三 央 君
25 番	齊 藤 哲 郎 君	26 番	新 田 康 仁 君
27 番	上 野 浩 二 君		

出席説明員（3 名）

事務局長	林 秀 忠 君
副 長	小 林 泉 君
主任主事	松 本 奨 悟 君

4. 会議の概要

(午後 4 時 30 分 開会)

●議長（上野浩二君）

第 7 回農業委員会総会を招集しましたところ、ただ今の出席委員は 25 名であります。定足数を超えておりますので、総会は成立いたしました。直ちに会議を開きます。

本総会の議事録署名委員には、11 番 渡辺亨委員、12 番 梅津宣保委員を指名いたします。ここで、事務局長から諸般の報告をいたします。

○事務局長（林 秀忠君） ご報告申し上げます。

初めに、委員の欠席についてであります。「永峯委員」「工藤委員」から欠席の届出がありました。

次に、本日の議事日程につきましては、印刷の上、お手元に配布のとおりでありますので、朗読を省略いたします。

●議長（上野浩二君） それでは、これより議事に入ります。

日程第 1、報告第 1 号 農地法第 3 条の 3 の規定による相続の届出について、事務局より内容の説明をいたします。

○事務局（林 秀忠君） 農地法第 3 条の 3 の規定により、相続による権利取得の届出がありましたので報告いたします。

番号 1 番、相続人、●●●●より相続の届け出がありました。
以上で報告を終わります。

●議長（上野浩二君） 質疑に入ります。ご発言ございませんか。

(「なし」の声あり)

●議長（上野浩二君） ご発言がないようですので、報告第 1 号は終了いたします。

●議長（上野浩二君） 次に、日程第 2、報告第 2 号 賃貸借契約の解約について、事務局より内容の説明をいたします。

○事務局（小林 泉君） 農地法第 18 条第 6 項の規定により、賃貸借契約の解約の通知がありましたので報告いたします。

番号 1 番、貸人、●●●●、借人、●●●●より解約の通知がありました。
以上で報告を終わります。

●議長（上野浩二君） 質疑に入ります。ご発言ございませんか。

(「なし」の声あり)

●議長（上野浩二君） ご発言がないようですので、報告第2号は終了いたします。

●議長（上野浩二君） 次に、日程第3、議案第1号 土地の現況証明書の交付について事務局より内容の説明をいたします。

○事務局（林 秀忠君） 農地法関係事務処理要領の規定に基づき、土地の現況証明願いがありませんでしたので、証明書交付の可否についてご審議願います。

番号1番、土地の所有者及び申請者、●●●●、所在、温根別町、地番、●●●●、地目、公簿、畑、現況、原野、面積3,105 m²、証明の必要理由、地目変更登記及び所有権移転登記。本申請地につきましては、農家台帳ですでに非農地登録されており、現在も非農地として利用されている土地であり、

現地確認につきましては、11月29日に担当地区農業委員3名で実施をしております。
以上で報告を終わります。

●議長（上野浩二君） 質疑に入ります。ご発言ございませんか。

(「なし」の声あり)

●議長（上野浩二君） ご発言がないようですので、本案については原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

●議長（上野浩二君） ご異議なしと認めます。よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

●議長（上野浩二君） 次に、日程第4、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より内容の説明をいたします。

○事務局（林 秀忠君） 農地法第3条の規定により、許可申請のあった農地等の権利設定許可の可否について、同条第2項に基づきご審議願います。

番号1番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、温根別町、地番、●●●●外3筆、地目、畑、面積22,333.83 m²、契約の内容は売買であり、賃貸地を買い受けて経営基盤の安定を図るものであります。

本案件につきましては、農地法第3条第2項に定める不許可事案にはあたらず、許可要件のすべてを満たしています。

以上で説明を終わります。

●議長（上野浩二君） 質疑に入ります。ご発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

●議長（上野浩二君） ご発言がないようですので、本案については原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（上野浩二君） ご異議なしと認めます。
よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

●議長（保科隆志君） 次に、日程第5、議案第3号 農用地利用集積計画の決定について、事務局より内容の説明をいたします。

○事務局（小林 泉君） 農業経営基盤強化促進法 第18条の規定に基づき士別市より提出のあった、農用地利用集積計画の内容についてご審議願います。

番号1番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、北町、地番、●●●●外1筆、地目、田・畑、面積4,488㎡、対価、反当り、田●●円、畑●●円で●●円、理由については、賃貸地を買い受けて経営基盤の安定を図るためであります。

番号2番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、北町、地番、●●●●外33筆、地目、田・畑・用悪水路、面積221,794㎡、対価、反当り、田●●円、畑●●円、用悪水路●●円で●●円、理由については、隣接地を買い受けて経営規模の拡大を図るためであります。

番号3番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、西士別町、地番、●●●●外16筆、地目、畑、面積30,754㎡、対価、反当り、畑●●円で●●円、理由については、近隣地を買い受けて経営規模の拡大を図るためであります。

番号4番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、下士別町、地番、●●●●外4筆、地目、田、面積45,618㎡、対価、反当り、田●●円で●●円、理由については、賃貸地を買い受けて経営基盤の安定を図るためであります。

番号5番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、下士別町、地番、●●●●外8筆、地目、田、面積28,459㎡、対価、反当り、田●●円で●●円、理由については、賃貸地を買い受けて経営基盤の安定を図るためであります。

番号6番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、下士別町、地番、●●●●外3筆、地目、田・畑、面積22,979㎡、対価、反当り、田●●円、畑●●円で●●円、理由については、隣接地を買い受けて経営規模の拡大を図るためであります。

番号7番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、下士別町、地番、●●●●外27筆、地目、田、面積134,001.74㎡、対価、反当り、田●●円で●●円、理由については、隣接地を買い受けて経営規模の拡大を図るためであります。

番号8番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、下士別町、地番、●●●●外8筆、

地目、・畑、面積 11,193.53 m²、対価、反当り、畑●●円で●●円、理由については、賃貸地を買い受けて経営基盤の安定を図るためであります。

番号 9 番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、下士別町、地番、●●●●外 2 筆、地目、田・畑、面積 5,865.37 m²、対価、反当り、田●●円、畑●●円で●●円、理由については、賃貸地を買い受けて経営基盤の安定を図るためであります。

番号 10 番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、下士別町、地番、●●●●外 2 筆、地目、田・畑、面積 43,835 m²、対価、反当り、田●●円、畑●●円で●●円、理由については、賃貸地を買い受けて経営基盤の安定を図るためであります。

番号 11 番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、多寄町、地番、●●●●外 4 筆、地目、田、面積 43,029 m²、対価、反当り、田●●円で●●円、理由については、賃貸地を買い受けて経営基盤の安定を図るためであります。

番号 12 番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、多寄町、地番、●●●●外 16 筆、地目、田、面積 52,478 m²、対価、反当り、田●●円で●●円、理由については、隣接地を買い受けて経営規模の拡大を図るためであります。

番号 13 番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、多寄町、地番、●●●●外 4 筆、地目、田・畑・用悪水路、面積 19,864.34 m²、対価、反当り、田●●円、畑●●円、用悪水路●●円で●●円、理由については、隣接地を買い受けて経営規模の拡大を図るためであります。

番号 14 番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、多寄町、地番、●●●●外 1 筆、地目、田、面積 15,964 m²、対価、反当り、田●●円で●●円、理由については、隣接地を買い受けて経営規模の拡大を図るためであります。

番号 15 番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、多寄町、地番、●●●●外 2 筆、地目、田、面積 19,772 m²、対価、反当り、田●●円で●●円、理由については、隣接地を買い受けて経営規模の拡大を図るためであります。

番号 16 番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、多寄町、地番、●●●●外 3 筆、地目、田、面積 28,812 m²、対価、反当り、田●●円で●●円、理由については、隣接地を買い受けて経営規模の拡大を図るためであります。

番号 17 番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、多寄町、地番、●●●●外 1 筆、地目、田、面積 18,635 m²、対価、反当り、田●●円で●●円、理由については、隣接地を買い受けて経営規模の拡大を図るためであります。

番号 18 番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、多寄町、地番、●●●●外 4 筆、地目、田・畑・用悪水路、面積 14,624.88 m²、対価、反当り、田●●円、畑●●円、用悪水路●●円で●●円、理由については、隣接地を買い受けて経営規模の拡大を図るためであります。

番号 19 番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、多寄町、地番、●●●●外 3 筆、地目、田・畑、面積 14,007 m²、対価、反当り、田●●円、畑●●円で●●円、理由については、隣接地を買い受けて経営規模の拡大を図るためであります。

番号 20 番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、多寄町、地番、●●●●外 14 筆、地目、田・畑・用悪水路、面積 129,794 m²、対価、反当り、田●●円、畑●●円、用悪水路

●●円で●●円、理由については、隣接地を買い受けて経営規模の拡大を図るためであります。

番号 21 番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、多寄町、地番、●●●●外 1 筆、地目、畑、面積 48,662 m²、対価、反当り、畑●●円で●●円、理由については、隣接地を買い受けて経営規模の拡大を図るためであります。

番号 22 番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、多寄町、地番、●●●●外 9 筆、地目、田・畑・用悪水路、面積 73,413 m²、対価、反当り、田●●円、畑●●円、用悪水路●●円で●●円、理由については、隣接地を買い受けて経営規模の拡大を図るためであります。

番号 23 番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、多寄町、地番、●●●●外 12 筆、地目、田・用悪水路、面積 35,580 m²、対価、反当り、田●●円、用悪水路●●円で●●円、理由については、賃貸地を買い受けて経営基盤の安定を図るためであります。

番号 24 番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、温根別町、地番、●●●●外 13 筆、地目、・畑、面積 105,818 m²、対価、反当り、畑●●円で●●円、理由については、隣接地を買い受けて経営規模の拡大を図るためであります。

番号 25 番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、朝日町中央、地番、●●●●外 9 筆、地目、田・畑、面積 36,903 m²、対価、反当り、田●●円、畑●●円で●●円、理由については、賃貸地を買い受けて経営基盤の安定を図るためであります。

番号 26 番、貸人、●●●●、借人、●●●●、所在、上士別町、地番、●●●●外 47 筆、地目、田・畑・用悪水路、面積 263,973.35 m²、賃貸料、使用貸借のため無償、理由については、経営移譲により借り受けるためであります。

番号 27 番、貸人、●●●●、借人、●●●●、所在、上士別町、地番、●●●●外 59 筆、地目、田・畑・用悪水路、面積 379,524.8 m²、賃貸料、使用貸借のため無償、理由については、経営移譲により借り受けるためであります。

番号 28 番、貸人、●●●●、借人、●●●●、所在、多寄町、地番、●●●●外 86 筆、地目、田・畑・用悪水路、面積 658,234.58 m²、賃貸料、使用貸借のため無償、理由については、経営移譲により借り受けるためであります。

番号 29 番、貸人、●●●●、借人、●●●●、所在、多寄町、地番、●●●●外 5 筆、地目、田・畑、面積 69,045 m²、賃貸料、使用貸借のため無償、理由については、経営移譲により借り受けるためであります。

番号 30 番、貸人、●●●●、借人、●●●●、所在、多寄町、地番、●●●●外 13 筆、地目、田・畑、面積 159,427 m²、賃貸料、使用貸借のため無償、理由については、経営移譲により借り受けるためであります。

番号 31 番、貸人、●●●●、借人、●●●●、所在、温根別町、地番、●●●●外 5 筆、地目、田・畑、面積 46,318 m²、賃貸料、反当り、田●●円、畑●●円で●●円、理由については、隣接地を借り受けて経営規模の拡大を図るためであります。

以上、31 件の計画については、農業経営基盤強化促進法 第 18 条第 3 項 第 1 号に規定する、士別市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に適合し、利用権設定等促進事業の要件を満たしています。

以上で 説明を終わります。

●議長（上野浩二君） 質疑に入ります。

なお、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、本案件中、番号13番について古市委員、番号14番から17番について十河委員、番号28番について古川委員の発言はご遠慮願います。ご発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

●議長（上野浩二君） ご発言がないようですので、本案については原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（上野浩二君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

●議長（上野浩二君） 以上で、本会議に付議されました、全ての案件の審議を終了いたしました。

第7回総会は、これをもちまして閉会いたします。

（午後5時00分 閉会）